羽後信用金庫 理事長 池田 秀

カードローン「きゃっする」の商品改定について

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では令和5年2月1日(水)より標記商品を改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、本改定は改定以前からご契約をいただいているすべてのお客様につきましても適 用されますのでご了承ください。

記

- 1. 改定を行う商品は次の通りです
- (1) うごしんきゃっする (信金ギャランティ株式会社保証付)
- 2. 改定内容
- (1) 申込対象者の改定

旧:年齢満20歳以上<u>65</u>歳以下の安定した収入のある方。

新:年齢満20歳以上69歳以下の安定した収入のある方。

- (2) 信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項の改定 全国銀行個人信用情報センターへ登録される情報のうち
 - ア. 不渡情報

不渡情報を登録情報より全削除

イ. 官報情報

登録期間の変更

旧:破産手続開始決定等を受けた日から<u>10</u>年を超えない期間

新:破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間

(3) カードローン契約規定および保証委託約款の改定

改定箇所	改定前	改定後
カードローン契約規定	「新規貸越期限は、借主の満 <u>66</u>	「新規貸越期限は、借主の満 <u>70</u>
第2条第3項	歳の誕生日の属する月末までとし	歳の誕生日の属する月末までとし
新規貸越期限	\sim \rfloor	~]
カードローン契約規定		(追加)
第4条第1項	_	④借主が死亡したとき
新規貸越の停止		
カードローン契約規定	⑥借主について相続の開始があっ	
第10条第1項		(削除)
期限前の全額返済義務	たとき	
保証委託約款		
第6条第1項	④相続の開始があったとき	(削除し、以下の号を繰上)
求償権の事前行使		

3. 改定日

令和5年2月1日(水)

以上

